

八雲町合葬墓のご案内

八雲墓地、熊石墓地、落部墓地内に合葬墓を設置します。

【合葬墓とは】

合葬墓は、ひとつのお墓に多くのご遺骨と一緒に埋蔵する新しい形のお墓です。お墓を所有していない方、お墓は所有しているがお墓の

承継者がいないため撤去(墓じまい)を考えている方、焼骨を保持しているが埋蔵場所がない方、生前に自己のご遺骨の埋蔵場所を確保しておきたい方のためのお墓であり、町が永代にわたり管理を行います。

区分	条件	使用料
焼骨1体につき	使用者もしくは、被埋蔵者が八雲町に3ヵ月以上住所を有したことがある場合、または生前予約の場合	30,000円
	使用者および被埋蔵者が八雲町に住所を有した期間が3ヵ月未満である場合、または町外の方 ※生前予約はできません	45,000円
改葬焼骨2体まで	八雲町内の墳墓からの改葬	30,000円
	八雲町外の墳墓からの改葬	45,000円
改葬焼骨3体以上	八雲町内の墳墓からの改葬	50,000円
	八雲町外の墳墓からの改葬	75,000円
記名板 ※刻字1体分	希望により埋蔵された方の氏名を刻字	40,000円

※希望により埋蔵された方の氏名を記名版に刻字することができます。

【使用について】

八雲町に住所がある方、生前予約以外は町外の方も使用できます。

使用料金は、表のとおり条件により異なります。

使用を希望される方は、申請のうえ使用許可を受けていただく必要がありますので手続きを行ってください。

なお、合葬墓に埋蔵されたご遺骨は、返還することができませんのでご注意ください。

【申込・問い合わせ先】

- ・八雲町合葬墓
環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020
- ・熊石合葬墓
熊石総合支所
住民サービス課
☎01398-2-3111
- ・落部合葬墓
落部支所
☎0137-67-2231



お盆期間の八雲墓地の利用について

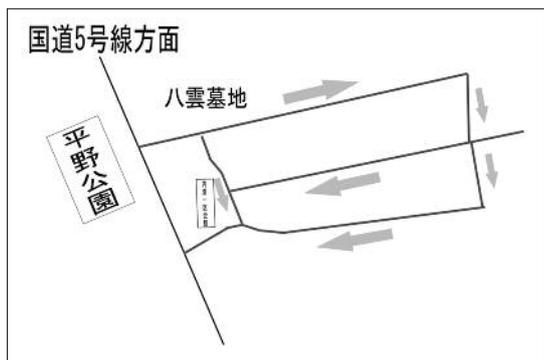
お盆期間については、墓地内が大変混雑することから、墓地内での事故等を防ぐために、車両通行を一方通行としています。

設置してある看板の指示に従い通行するよう協力をお願いします。

また、お墓参り後の供物等は持ち帰りください。

【問い合わせ先】

- 環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020



故人への想いを
伝えるお手伝い



あおいセレモニー

- ・365日 24時間対応
- ・各宗派の葬儀のご相談のほか法要・仏壇・仏具・墓石等に関することもお気軽にご相談ください。
(新型コロナウイルス感染防止対策実施中)

二海郡八雲町東町247-1
☎0137-64-2855

広告